見守り新鮮情報　第 280 号

平成 29 年 5 月 16 日

◇発行：独立行政法人国民生活センター◇

知人から誘われた仮想通貨への投資　もうかるはずが…

趣味の会で知り合った人に勧められて、1 年前に仮想通貨への投資の説明会に行った。「仮想通貨を購入すると価値が上がる」と言われ、約 90 万円振り込んだ。「1 年経ったら会社が買い取る」と言われていたが業者と連絡が取れない。返金してもらいたい。（60 歳代　女性）

＜ひとこと助言＞

・知人から説明会やセミナー等に誘われ、売却利益を目的に仮想通貨を購入したところ、もうかるどころか支払ったお金も戻ってこないという相談が寄せられています。
・仮想通貨は、価格が急激に低下するなどのリスクを伴うため、将来必ず値上がりするものではありません。仕組みや取引に伴うリスク等がよく分からなければ決して契約しないでください。
・仮想通貨交換業の登録がなければ、国内で仮想通貨と法定通貨との交換サービスは行うことができません。
・不安を感じたときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。（消費者ホットライン 188）。

■イラスト入りリーフレット（PDF 形式）はこちらの URL からご覧いただけます。

http://www.kokusen.go.jp/mimamori/mj_mglist.html

※リーフレットの文面はメールマガジンと同じものです。

本情報は、国民生活センターの公表情報をもとに編集・発行しています。

＜参考＞

「知人からの勧誘、セミナーでの勧誘による仮想通貨の購入トラブルにご注意－『必ず儲（もう）かる』という言葉は信じないで！－」

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20170330_1.html

全国の消費生活センター等の相談窓口

http://www.kokusen.go.jp/map/index.html